

## 非営利法人(仮称)制度の創設に関する試案(その2)

### 第一 基本方針

#### 一 新たな非営利法人(仮称)制度の創設

法人格の取得と公益性の判断が一体となった現行の公益法人制度(社団法人及び財団法人)を改め、公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に設立することができる新たな非営利法人(仮称)制度を創設する。

##### 1 新たな非営利法人(仮称)制度を創設する意義、理念

営利(剰余金の分配)を目的としない団体に一般的に法人格取得の機会を与えることによって、人々の自由活発な活動を促進するとともに、設立者が一定の目的の下に提供した財産に法人格取得の機会を広げることによって、設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進する。

2 新たな非営利法人(仮称)における公益性を取り扱う仕組み(公益性・判断要件のあり方、ガバナンス・情報開示のあり方、事後チェック・判断主体のあり方)については、公益法人制度改革に関する有識者会議で検討されている。

#### 二 民法第1編第2章の改正

一の方針に従い、民法第1編第2章を全部改正するものとする。

1 新たな非営利法人(仮称)制度の立法形式については、新たに単行法を制定する方向で検討する。この場合、民法にどのような規律を置くこととすべきかについて、検討する。

2 後記第二、一、2のとおり、新たな非営利法人(仮称)制度に中間法人法上の中間法人制度を統合する場合には、同法についても廃止又は全部改正する方向で検討する。

### 第二 総則的事項

## 一 定義

非営利法人(仮称)に関する定義規定を設けるものとする。

1 社団形態の非営利法人(仮称)は、「剰余金を社員に分配することを目的としない社団」と定義するものとする。

2 中間法人法による中間法人(「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」(同法第2条第1号))は、公益性の有無に関わらない非営利法人であって、上記1の定義に含まれることになるため、社団形態の非営利法人(仮称)に統合する方向で検討する。

3 財団形態の非営利法人(仮称)の定義については、後記第四における財団形態の法人の制度設計を踏まえた上で、検討する。

## 二 法人格

非営利法人(仮称)(以下、「第二 総則的事項」において、「法人」という。)は、法人とするものとする。

## 三 住所

法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

## 四 法人の能力

法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為によって定められた目的(事業)の範囲内において、権利を有し、義務を負うものとする。

1 社団形態の法人が行い得る事業については、格別の制限をしないものとする。

2 財団形態の法人の目的及び事業に一定の制限を設けることの可否については、なお検討する(後記第四、一、2、1参照)。

## 五 法人の成立

法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するものとする。

法人の設立について、準則主義を採用するものとする。

## 六 登記

法人の登記において登記すべき事項、変更の登記等所要の規定を整備するものとする。

## 七 名称

法人の名称の使用、効力等について、所要の規定を整備するものとする。

- 1 法人は、その種類に従い、その名称中に使用すべき文字を用いなければならないものとする。ただし、使用すべき文字（例えば、「社団法人」、「財団法人」とするか。あるいは、「非営利社団法人」、「非営利財団法人」とするか等）については、なお検討する。
- 2 法人でない者は、その名称中に、法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないものとする。

## 八 会計帳簿等

法人の作成すべき会計帳簿等について、関係書類の電子化を含め、所要の規定を整備するものとする。

会計帳簿の作成に関する規定の解釈については、公正なる会計慣行を斟酌しなければならない旨の規定を置くものとする（商法第32条第2項、中間法人法第9条第4項第1号参照）

## 第三 社団形態の法人

（注）営利社団法人制度との区別を明確化するため、社団形態の法人における社員の権利義務の内容については、出資義務を負わない、利益分配請求権を有しない、残余財産分配請求権を有しない、法人財産に対する持分を有しないことを基本的要素とするものとする。

## 一 設立

### 1 定款の作成

社団形態の法人(以下、「第三 社団形態の法人」において、「法人」という。)を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を作成し、これに所定の事項を記載して署名しなければならないものとする。

設立当初の社員は、2人以上でなければならないものとする。

### 2 定款記載事項

目的(事業)、名称、設立当初の社員の氏名又は名称及び住所、主たる事務所の所在地、社員たる資格の得喪に関する規定、事業年度、公告の方法を定款の必要的記載事項とするものとする。

1 拠出金(仮称)の拠出を求める場合の定款記載事項については、後記二、1、3を参照。

2 以上のほか、定款記載事項の詳細については、なお検討する。

### 3 定款の認証

定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないものとする。

### 4 理事の選任

定款において理事を定めなかったときは、法人の成立前に、社員総会において理事を選任しなければならないものとする。

上記の社員総会の招集手続について、所要の規定を整備するものとする。

### 5 設立時に一定の財産を保有することの要否

設立時に一定の財産を保有することは要しないものとする。

法制審議会会社法(現代化関係)部会では、最低資本金制度を見直し、設立時の出資額の下限額の制限を設けないものとする方向で検討されている。

## 6 設立の登記

目的(事業)、名称、主たる事務所及び従たる事務所、定款において解散事由を定めたときは、当該事由、公告の方法、理事の氏名及び住所、理事であって法人を代表しない者があるときは、当該法人を代表すべき理事の氏名、監事を置いたときは、監事の氏名及び住所を登記事項とするものとする。

- 1 定款に拠出金(仮称)の拠出を求める旨を定めた場合の登記事項については、後記二、1、4を参照。
- 2 以上のほか、登記事項の詳細については、なお検討する。

## 二 拠出金(仮称)

1 法人は、定款の定めるところにより、社員又は第三者に対し、拠出金(仮称)の拠出を求めることができるものとする。

1 拠出金(仮称)とは、定款の定めるところにより、社員又は第三者から法人に対して拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して後記の規律及び法人と当該拠出者との合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負うものをいうものとする。

2 拠出金(仮称)は、法人の財産的基礎を構成するものと位置づけるものとする。

3 拠出金(仮称)の拠出を求める場合の定款記載事項は、次の から までとする。

拠出金(仮称)の拠出を求める旨

拠出金(仮称)の拠出者の権利に関する規定

拠出金(仮称)の返還の手続

4 拠出金(仮称)の拠出を求める場合の登記事項は、次の 及び とする。

払込がされた拠出金(仮称)の総額(後記 5 の現物拠出者があるときは定款に記載された現物拠出財産の価格を、後記 7 4 の積立金の積み立てがされたときは当該積立金を含む。)

上記 3 、 と同じ。

5 金銭以外の財産を拠出金(仮称)の目的として拠出する場合(以下「現物拠出」という。)には、現物拠出をする者の氏名又は名称、現物拠出財産及びその価格を定款に記載しなければ、その効力を生じないものとする。

## 2 拠出金(仮称)の募集、割当及び払込等

### (1) 拠出金(仮称)の募集

理事は、拠出金(仮称)の総額を定め、その募集をしなければならないものとする。

1 設立当初の拠出金(仮称)の総額については、定款で定めることができるものとする。

2 理事は、募集にあたり、拠出金(仮称)の払込取扱場所を定めなければならないものとする。

### (2) 拠出金(仮称)の割当て

理事は、拠出金(仮称)の拠出の申込みをした者について、拠出すべき金額を割り当てるものとする。

1 上記(1)で理事が定めた拠出金(仮称)の総額を超えて、拠出金(仮称)の拠出の申込みがあった場合には、理事は、拠出金(仮称)の総額を変更した上、申込みの額に応じて、拠出すべき金額を割り当てることのできるものとする。

2 拠出金(仮称)の拠出の申込みが、上記(1)の拠出金(仮称)の総額に満たないときは、拠出の申込みがあった限度で拠出すべき金額の

割り当てを行い、その余の拠出金(仮称)の募集を打ち切ることができるものとする。

### (3) 拠出金(仮称)の払込み等

(1)の拠出金(仮称)について拠出者が確定したときは、理事は、遅滞なく(2)により拠出すべき拠出金(仮称)の額の割当を受けた者に当該割当額の払込みをさせなければならないものとする。

1 拠出金(仮称)の払込みは、(1) 2の払込取扱場所においてしなければならないものとする。また、設立の登記を申請する場合、理事は、払込取扱場所に拠出金(仮称)の払込みがあったことを証明しなければならないものとする。

2 現物拠出者に現物拠出財産の給付をさせる場合も上記(3)と同様とする。

### 3 現物拠出の調査

理事は、現物拠出に係る事項の調査をさせるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならないものとする。

現物拠出財産の価格が少額(例えば、500万円以下)である場合には、検査役の選任を不要とする特例を設けるものとする。

### 4 拠出手続に関する調査

理事は、次の(1)、(2)に掲げる事項を調査しなければならないものとする。

(1) 現物拠出財産について定款に記載された価格が相当かどうか。

(2) 上記2(3)の払込み及び同 2の給付が完了したかどうか。

### 5 拠出金(仮称)の拠出に関する担保責任

#### (1) 引受担保責任の要否

理事の定めた拠出金(仮称)の総額について、拠出の申込みがな

かったとしても、理事等による引受担保責任に係る規律は設けないものとする(上記2(2) 2参照)。

## (2) 払込担保責任の要否

拠出金(仮称)の総額について、拠出者が確定した場合において、その払込みがないときは、理事等によるいわゆる払込担保責任に係る規律を設けるものとする。

法人の設立の時に上記2(3)の払込み又は同 2の給付がされていないものがあるときは、法人の成立当時の社員及び理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物拠出財産の価額を弁済する責めに任ずるものとする。

## 6 拠出金(仮称)の増加

理事は、法人の設立後に拠出金(仮称)の募集をすることができるものとする。

- 1 拠出金(仮称)の募集の決定について、定款の定めにより、社員総会の決議を要するものとすることができるものとする。
- 2 拠出金(仮称)を増加する場合における募集、割当て、払込み等に関しては、設立時の規律に倣うものとする。

## 7 拠出金(仮称)の返還の要件

拠出金(仮称)の拠出をした者は、拠出額の限度でその返還を受けることができるものとする。

- 1 拠出金(仮称)の返還は、定時社員総会の決議に基づき、かつ、毎事業年度末の貸借対照表に基づき剰余金として処分可能な額の範囲で行わなければならないものとする。
- 2 上記 の規律に違反して拠出金(仮称)の返還がされた場合、法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を法人に対して返還することを請求することができるものとする。



3 拠出金 (仮称 )の返還に係る債権には、利息を付することができないものとする。

4 拠出金 (仮称 )が返還される場合には、返還される拠出金に相当する金額が積み立てられるものとし、この積立金は、取り崩すことができないものとする。

## 8 拠出金 (仮称 )の返還に係る債務の弁済の順序

法人の清算時における拠出金 (仮称 )の返還に係る債務の弁済は、その余の法人の債務が弁済された後でなければ、することができないものとする。

拠出金 (仮称 )の拠出がされた法人における残余財産とは、債務 (拠出金 (仮称 )の返還に係る債務を含む。)を完済した解散後の法人の残存する財産をいうものとする。

## 三 社員

### 1 社員たる資格の得喪

社員たる資格の得喪については、定款の定めるところによるものとする。

前記一 2 と同じ。

### 2 社員の経費支払義務

社員は、定款の定めるところにより、法人に対し、経費を支払う義務を負うものとする。

1 社員の責任は、この経費支払義務の負担に限られるものとし、このほかに、社員は、法人の債権者に対して責任を負わないものとする (有限責任)。なお、「経費」とは、法人の事業活動において経常的に生じる費用をいうものとする (中間法人法第 23条の「経費」と同じ)。

2 1のタイプのほかに、社員が法人の債権者に対して責任を負うタイプの法人類型は設けないものとするかどうかについては、法人の設立時

に一定規模以上の財産の保有を義務付けない場合であっても、無限責任タイプの法人類型を設けるべきとするニーズの有無を踏まえ、検討する。

3 2の検討の結果、無限責任タイプの法人類型を廃止することとした場合、中間法人法に基づく無限責任中間法人については、社団形態の法人に移行することができるものとする等、所要の経過措置を置く方向で検討する。

### 3 退社及び除名

#### (1) 任意退社

社員は、いつでも退社することができるものとする。ただし、定款において、その定める期間前に法人に対して退社の予告をすることを要する旨を定めることを妨げないものとする。

- 1 ただし書の予告期間は、1年を超えてはならないものとする。
- 2 ただし書の定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社することができるものとする。

#### (2) 法定退社

(1)の場合のほか、社員は、定款に定めた事由の発生、総社員の同意、死亡又は解散、除名によって退社するものとする。

#### (3) 除名

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができるものとする。

- 1 除名の決議をする場合、法人は、当該社員総会の日から一週間前までにその社員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならないものとする。
- 2 除名の決議をするには、総社員の半数以上であって、総社員の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならないものとする。

3 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもってその社員に対抗することができないものとする。

#### 4 社員名簿

法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した書面（以下「社員名簿」という。）を作成しなければならないものとする。

社員名簿の効力（社員に対する通知、催告に関する特則）について、所要の規定を整備するものとする。

### 四 管理

（注）次の1から3までに掲げる制度設計のあり方の他に、「基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、法人の業務を監査する機関として監事をそれぞれ置くこととする（理事会設置タイプ）」ことの可否について、なお検討する。

#### 1 社員総会

##### (1) 社員総会の権限

社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができるものとする。

##### (2) 招集

社員総会は、原則として、理事が招集するものとする。

少数社員による招集請求

総社員の議決権の10分の1以上を有する社員による招集の請求を認めるものとし、その行使要件については、なお検討する。

理事は、毎年一回、一定の時期に定時社員総会を招集しなければならないものとする。

### (3) 議決権

社員は、各 1個の議決権を有するものとするが、定款で別段の定めをすることを妨げないものとする。

1 定款の定めによっても、社員から議決権を奪うことはできないものとする。

2 1のほか、別段の定め範囲について限界を設けることの当否について、なお検討する。

### (4) 決議方法

社員総会の議事は、原則として、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決するものとする。

1 定款で別段の定めをすることができるものとする。

2 理事の選任の定足数に関する 1の定めについて、下限を法定すべきではないかとの指摘がある(商法第256条ノ2参照)。

### (5) その他

(1)から(4)までのほか、議事録、招集通知、総社員の同意による招集手続の省略、書面による決議、臨時社員総会の招集、社員総会の決議取消しの訴え並びに決議不存在及び決議無効の確認の訴え等について、所要の規定を整備するものとする。

## 2 理事

### (1) 理事の選任

法人には、1人又は数人の理事を置かなければならないものとする。

理事は、社員総会において選任するものとする。

### (2) 理事の任期

理事の任期は、2年とするものとする。

最初の理事の任期は1年とするほか、定款による任期の短縮、又は、本文の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会が終結するまで伸長することを妨げないものとする。

### (3) 理事の解任

理事は、社員総会の決議によって解任することができるものとする。

少数社員による理事の解任の請求

理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、一定の期間内に、当該理事の解任を裁判所に請求することができるものとする。

### (4) 法人との関係

法人と理事との関係は、委任に関する規定に従うものとする。

1 理事は、法人に対し、善管注意義務(民法第644条)を負うものとする。

2 1のほか、理事は、法人に対し、いわゆる忠実義務を負うものであることを明らかにすべきではないかとの指摘がある。

### (5) 業務の執行

法人の業務は、理事が行うものとする。

理事が数人あるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数の意見により決定し、当該決定に従い、理事が行うものとする。

(6) 法人の代表

理事は、法人を代表するものとする。

理事が数人あるときは、各自法人を代表するものとする。ただし、定款、定款の規定に基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から特に当該法人を代表すべき者を定めることができるものとする。

理事の代表権の制限について、民法第53条但書及び第54条に相当する規定を置くものとする。

(7) 法人との取引

理事が法人の財産を譲り受け、法人に対して自己の財産を譲り渡し、法人から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために法人と取引をするには、社員総会の承認を得なければならないものとし、法人が理事の債務を保証し、その他理事以外の者との間において法人と理事との利益が相反する取引をする場合についても、同様とするものとする。

1 上記の理事又は法人を代表して上記の取引をしようとする理事は、上記の社員総会において、上記の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

2 上記の承認の決議は、上記三3(3) 2の決議により行わなければならないものとするほか、所要の規定を整備するものとする。

(8) 法人に対する責任

理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、法人に対し、連帯して、当該行為により法人が受けた損害額を賠償する責めに任ずるものとする。

(9) 第三者に対する責任

理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償

する責めに任ずるものとする。

(10) 代表訴訟

社員が法人に対し理事の責任を追及する訴えの提起を請求したにもかかわらず、一定期間内に法人が当該訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、法人のために、当該訴えを提起することができるものとする。

上記期間の経過により法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、社員は、直ちに上記訴えを提起することができるものとするほか、所要の規定を整備するものとする。

(11) 社員の差止請求権

社員は、理事が目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、法人のため、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。

(12) その他

理事の報酬、欠格事由等について、所要の規定を整備するものとする。

3 監事

(1) 監事の選任

法人は、定款の定めるところにより、1人又は数人の監事を置くことができるものとする。

監事は、社員総会において選任するものとする。

(2) 監事の任期

監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするものとする。

### (3) 監事の解任

監事は、社員総会の決議によって解任することができるものとする。

少数社員による監事の解任の請求

上記 2(3) の規律を準用するものとする。

### (4) 監事の職務及び権限

#### 職務

監事は、法人の業務(会計に関する事項を含む。)を監査するものとする。

業務監査の実効性を確保する権限等

業務監査の実効性を確保する権限を定めるものとする。

具体的な権限及び任務として次に掲げる事項を定めるものとする。

#### ア 事業の遂行状況に関する報告徴収権及び調査権

監事は、理事及び法人の使用人に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査することができるものとする。

#### イ 調査義務及び報告義務

監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならないものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、社員総会において、調査の結果を報告しなければならないものとする。

#### ウ 意見陳述権

監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は監事の報酬について意見を述べるることができるものとする。

#### エ 社員総会への報告義務及び社員総会招集権



監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、社員総会において、その旨を報告しなければならないものとする。この報告をするため必要があるときは、監事は、社員総会を招集することができるものとする。

オ 差止請求権

監事は、理事が上記エの行為をし、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。

(5) 法人に対する責任

監事はその任務を怠ったときは、当該理事は、法人に対し、連帯して、当該行為により法人が受けた損害額を賠償する責めに任ずるものとする。

(6) 第三者に対する責任

監事はその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(7) 代表訴訟

2(10)の規律を準用するものとする。

(8) その他

理事との兼任禁止、法人との関係、報酬、欠格事由、監査費用等について、所要の規定を整備するものとする。

## 五 計算等

### 1 計算書類の作成及び承認

理事は、事業年度毎に計算書類を作成した上、当該計算書類を定時社員総会に提出し、その承認を求めなければならないものとする。

- 1 作成が義務付けられる計算書類の範囲については、なお検討する。
- 2 監事が置かれているときは、理事は、1の書類について監事の監査を受けなければならないものとし、監事は、監査報告書を作成し、理事に提出しなければならないものとする。

## 2 計算書類等の開示

### (1) 計算書類の備置

法人は、1の書類(監事が置かれている場合には、1 2の監査報告書を含む。以下同じ。)を、所定の期間、主たる事務所等に備え置かなければならないものとする。

### (2) 計算書類の閲覧及び謄写

社員及び法人の債権者は、当該法人が業務を行うべき時間内に限り、当該法人に対し、(1)の書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができるものとする。

### (3) 決算公告

法人の理事は、事業年度毎に社員総会の承認を得た貸借対照表若しくはその要旨を公告し、又は、公告に代えて、貸借対照表に記載された情報をインターネット上のウェブサイトに表示しなければならないものとするべきではないか。

法人にあっては、主務官庁による監督及び設立時の財産保有規制がなく(前記一、5参照)、かつ、法人の社員は法人の債権者に対して責任を負わない(前記二、2、1参照)のであるから、事業年度毎の決算公告を義務付けることにより、法人の財務状況を一般的に開示させることが相当である。

なお、法制審議会会社法(現代化関係)部会においても、株式会社は、その規模及び選択した機関設計の在り方にかかわらず、決算公告をしなければならないものとする方向で検討されている。

#### (4) 定款等の開示

定款、社員総会の議事録等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄写の請求等について、所要の規定を整備するものとする。

1 社員及び法人の債権者は、法人に対して、定款の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとするが、債権者が社員総会議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとするかどうかについては、引き続き検討する。

2 1に掲げる者以外の者については、定款等の閲覧又は謄写の請求ができないものとする。

3 社員名簿の開示(閲覧・謄写)の在り方については、社員に対する開示は認めることとするが、債権者に対する開示を認めるかどうかという点は、個人識別情報の取扱いやプライバシーの保護の観点を踏まえ、なお検討する。

#### (5) 社員の帳簿閲覧権

総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、法人の会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとする方向で検討する。

前記1、1の作成が義務付けられる計算書類の範囲によらないものとする。

#### (6) その他

以上のほか、計算等に関して所要の規定を整備するものとする。

### 六 定款の変更

#### 1 定款の変更の方法

定款を変更するには、社員総会の決議を要するものとする。

#### 2 決議要件

1の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成によらなければならないものとする。

「定款による別段の定め」に関する規定は設けないものとしてよいか。

## 七 解散

### 1 解散事由

(1) 法人は、定款に定めた事由の発生、社員総会の決議、合併、社員の欠亡、破産手続開始の決定、解散を命ずる裁判によって解散するものとする。

(2) (1) の決議は、六 2 に定める決議によらなければならないものとする。

(1) 又は の場合においては、社員総会の決議により、法人を継続することができるものとし、当該社員総会の決議は、六 2 に定めるところにより行わなければならないものとしてはどうか。

### 2 休眠法人の整理

休眠法人の整理について、所要の規定を整備するものとする。

商法第 406条ノ3の規定を準用するものとする。

### 3 解散命令

法人の解散命令について、所要の規定を整備するものとする。

商法第 58条の規定を準用するものとする。

### 4 解散を求める訴え

総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、法人の解散を求める訴えを提起することができるものとする。

中間法人法第83条に相当する規定を置く方向で検討する。

## 八 合併

法人の合併について、所要の規定を整備するものとする。

組織変更手続の要否については、なお検討する。

## 九 清算

### 1 残余財産の帰属

残余財産の帰属については、定款又は社員総会の決議によって定めるものとする。

上記の規律のほかに、当該定款又は社員総会の決議の内容として、残余財産を社員に帰属させることを制限(禁止)する法人類型を別途設けるべきであるとの指摘がある。しかしながら、法人法制上、公益性を要件としない法人において、上記の指摘にかかる類型を別途設ける制度的な理由はどのような点にあるか、また、仮に、当該定款又は社員総会の決議の内容に制限を設けたとしても、準則主義の下で当該制限の実効性を確保することができるのかなどの点を踏まえ、検討する。

### 2 設立の無効及び取消しの訴え

設立の無効及び取消しの訴えについて、所要の規定を整備するものとする。

### 3 その他

以上のほか、法人の清算に関して所要の規定を整備するものとする。

## 一〇 外部者による監査等

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、なお検討する。

1 外部者による監査制度を導入するとした場合、法人の規模の基準等については、どう考えるか。例えば、資産額又は負債額を基準とすることとしてはどうか。

2 法制審議会会社法(現代化関係)部会では、会計監査人の設置が強制される株式会社の範囲を画する現行基準の見直しは、行わないものとされている。また、取締役会を設置しない株式会社も、現行の大会社の基準に該当するものは、会計監査人を設置しなければならないものとされている。

#### 第四 財団形態の法人

(注1) 公益性を要件としない財団形態の法人制度を創設する意義、理念として、次のような指摘があり、引き続き、検討する。

公益性の有無に関わらず、一定の設立者意思に従った活動が制度的に尊重されるタイプの法人制度を設けることに意義がある(社団形態の法人制度のほか、財団形態の法人制度を設ける意義)。

法人格の付与と公益性の判断を分離するという基本的な枠組みを前提とすると、財団形態の法人についても、公益性の有無に関わらず、法人格を付与する制度の創設が必要となる(公益性を要件としない財団形態の法人制度を設ける意義)。

人々の結合体ではなく、一定の目的のために提供された財産に法人格を与えることに意味があり、かつ、このことは当該目的に公益性が認められる場合に限定されないと考えられる(とを併せた意義)。

(注2) 公益性を要件としない財団形態の法人を広く認めた場合の懸念として、次の指摘がある。

家産の承継を目的とする財団(家族世襲財団)の設立が可能となり、現行の相続法秩序と抵触するおそれが生じるのではないか。

公益でない目的の下に財産が固定化するおそれや財の効率的な活用が阻害されるおそれが生じるのではないか。

債権者(一般債権者、租税債権者)を害する目的等で財団が設立されるなど、法人格の不正利用のおそれが生じやすくなるのではないか。

(注3) 財団形態の法人においては、社員が存在しないため、剰余金を社員に分配

することを目的とするか否か」という意味での「営利」、「非営利」の区別はない。ただし、「非営利」の意味とは別に、財団形態の法人において、その対外的活動によって得た利益を設立者(財産の出捐者を意味する。以下同じ。)等に帰属させることを目的としてはならないものとするものの当否について、検討する。

## 一 設立

### 1 寄附行為(設立行為)

財団形態の法人(以下、「第四 財団形態の法人」において、「法人」という。)を設立しようとする者は、財団を構成する財産を出えんし、かつ、寄附行為(書面)に所定の事項を記載して署名しなければならないものとする。

1 本文の「寄附行為」には、設立行為としての意味と書面としての意味の二つがあることを前提としている(現行民法の解釈としても、上記の二義性があると解されている。)

2 法人を設立しようとする者は、財団を構成する財産を出えんしなければならないものとする。

### 2 寄附行為記載事項

目的(事業)、名称、設立者の氏名又は名称及び住所、設立当初における(基本)財産、設立当初の評議員、理事及び監事の氏名及び住所、主たる事務所の所在地、事業年度、公告の方法を寄附行為の必要的記載事項とするものとする。

#### 1 目的及び事業に関する制限の要否

次の2案のうち、いずれの考え方によるべきか。

公序良俗に反しない限り、制限を設けないものとする。

公序良俗に反する場合に加え、一定の制限を設けるものとする。

(一定の制限の例)

ア もっぱら私益(例えば、法人の設立者及びその相続人又は個人の経済的利益)を図る目的であってはならないものとする。

イ 主として収益事業を行ってはならないものとする。

ウ 広い意味での公益 (例えば、同窓会のための財団などを含む。)を  
目的とするものでなければならないものとする。

(一定の制限を実効あらしめるための方策)

ア 理事が上記の一定の制限に違反する行為をし、又はその行為をす  
るおそれがある場合、監事及び評議員に差止請求権を認める。

イ 法人の活動が上記の一定の制限に違反することを原因として、評  
議員が法人の解散を求める訴えを提起することができるものとするこ  
との当否について、検討する。

2 寄附行為記載事項の詳細については、なお検討する。

3 設立当初における (基本)財産を寄附行為に記載させる趣旨 (本文 )  
は、設立者の責任財産から法人に移転した財産等、法人の基礎となる財  
産を明確にするためである (民法第 51条参照。 )。

4 寄附行為の補充 (民法第 40条 )に関する規律を設けるべきか。

### 3 寄附行為の認証

寄附行為は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないも  
のとする。

### 4 設立当初に保有すべき (基本)財産の規模

法人は、設立当初に一定規模以上の (基本)財産を備えなければな  
らないものとする。

1 一定規模の額については、現行の会社制度における最低資本金の  
額等も参考としつつ、検討する。

2 設立当初における (基本)財産として金銭が出えんされる場合、その  
払込の方法、払込取扱場所等に関する規律を設けるべきではないか。

### 5 設立の登記

目的 (事業)、 名称、 (設立当初における) (基本)財産 (の額  
及び種類)、 主たる事務所及び従たる事務所、 寄附行為において  
解散事由を定めたときは、当該事由、 公告の方法、 理事及び監事  
の氏名及び住所、 理事であって法人を代表しない者がいるときは、



当該法人を代表すべき理事の氏名を登記事項とするものとする。

- 1 本文 については、後記二の基本財産制度のあり方を踏まえ、検討する。
- 2 評議員の氏名及び住所を登記事項とすべきか。
- 3 以上のほか、登記事項の詳細については、なお検討する。

## 二 基本財産制度

基本財産制度のあり方については、非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(財団関係その8)いわゆる基本財産制度のあり方について」(非営利法人WG資料20)に基づき、別途検討する。

## 三 管理

### 1 評議員会

#### (1) 評議員会の設置

評議員を3名以上置き、評議員会を構成するものとする。

評議員会は、設立者の意思を補完する機関及び理事を監督する機関として位置づけるものとする。

#### (2) 権限

評議員会は、法律又は寄附行為で定める事項について決議を行う機関(議決機関)とする。

- 1 評議員会の議決を要する事項として法律に定める事項
  - 理事、監事の選任、解任
  - 計算書類の承認
  - 寄附行為の変更
  - 法人の合併、解散、継続など重要事項の決定
- 2 有識者会議第17回会合において、同会議委員から、評議員会は、法律又は寄附行為で定める事項について理事から諮問を受け、答申を行う機関(諮問機関)とする。」(非営利法人WG資料

5頁 3、(1)、 のB案)ことが相当ではないかとの指摘があった。

(3) 選解任

評議員の選解任は、評議員会の決議によるものとする方向で検討する。

(4) 兼任禁止

評議員は、理事又は監事を兼ねてはならないものとする。

(5) 任期等

任期、欠格事由、法人との関係等について、所要の規定を整備する方向で検討する。

(6) その他

以上のほか、評議員会の招集、意思決定の方法及び議事録等、評議員及び評議員会に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

2 理事及び理事会

(1) 理事及び理事会の設置

理事を3人以上置き、理事会を構成するものとする。

(2) 権限

業務執行の意思決定は、理事会で行うものとし、その執行は、各理事が行うものとする。

1 前記第三、四、2、(5) (理事の過半数による意思決定)と同じ(本資料13頁参照)。

2 理事会の決議により、法人を代表すべき理事を選任することができるものとする。

3 前記第三、四、2、(6) (代表権の制限)と同じ(本資料14頁参照)。

(3) 理事の選解任

評議員会の議決による。

(4) 任期等

任期、欠格事由、法人との関係、法人との取引、法人又は第三者に対する責任等について、社団形態の法人に関する規律を参考としつつ、所要の規定を整備する方向で検討する。

(5) その他

以上のほか、理事及び理事会に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

### 3 監事

(1) 監事の設置

監事を 1人又は数人置くものとする。

ガバナンスの確保の観点から、監事を法定の必置機関とする。

(2) 権限

監事は、法人の業務(会計に関する事項を含む)を監査するものとする。

業務監査の実効性を確保するため、監事に前記第三、四、3、(4)の権限(ア～オ)を付与するものとする(本資料16頁参照)。この場合において、「社員総会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとする。

(3) 任期等

任期、欠格事由、理事との兼任禁止、法人との関係、法人又は第三者に対する責任等に関する規律について、社団形態の法人に関する規律を参考としつつ、所要の規定を整備する方向で検討

する。

(4) その他

以上のほか、監事に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

#### 四 計算等

##### 1 計算書類の作成及び承認

計算書類の作成、承認について、所要の規定を整備するものとする。

1 書類の範囲については、第三、五、1 1と同じ(本資料18頁参照)

2 例えば、1の計算書類の作成、承認について、次のような規律が考えられるのではないか。

理事は、毎事業年度ごとに計算書類を作成しなければならないものとする。

理事は、計算書類を評議員会に提出し、の計算書類について承認を求めなければならないものとする。

理事は、評議員会にの計算書類を提出する前に監事の監査を受けなければならないものとする。

##### 2 計算書類等の開示

計算書類の開示のあり方について、どのように考えるか。

1 財団を構成する財産については、一般的な開示義務を認める方向で検討すべきではないか。

2 1以外の計算書類の開示のあり方(計算書類の備置、閲覧及び謄写並びに決算公告)については、社団形態の法人における開示に関する規律と同様とするものとしてよいか。

3 寄附行為(書面)等の開示(寄附行為、評議員会の議事録等の備置、備え置く場所及びその閲覧又は謄写の請求等)については、法人の債権者に対して開示するものとしてよいか。さらに、一般的な開示を認める

べきか。

4 評議員は、法人の会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとしてよいか。

## 五 寄附行為の変更

### 1 変更の可否

寄附行為の変更をすることができるものとする。

### 2 変更の要件に関する規律

A案 寄附行為の変更に関する規律を法定する。

例えば、次のような規律が考えられるのではないか。

寄附行為は、評議員会の特別多数（例えば、総評議員の3分の2以上の同意）により、変更することができるものとする。

B案 寄附行為の変更に関する規定を寄附行為の必要的記載事項とする。

例えば、次のような規律が考えられるのではないか。

寄附行為には、寄附行為の変更に関する規定を置かなければならないものとする。

の規定を置く場合には、変更の要件、その限界についても定めなければならないものとする。

## 六 解散

### 1 解散事由

法人は、寄附行為に定めた事由の発生、法人の目的である事業の成功又はその成功の不能、破産手続開始の決定、解散を命ずる裁判によって解散するものとする。

1 評議員会等の決議による解散（いわゆる任意解散）については、一般的な解散事由としないものとする。

2 を法定の解散事由とするべきか。

## 2 休眠法人の整理

休眠法人の整理について、所要の規定を整備するものとする。

## 3 解散命令

法人の解散命令について、所要の規定を整備するものとする。

## 4 解散を求める訴え

評議員は、法人の解散を求める訴えを提起することができるものとするべきか。

1 中間法人法第83条第2項各号に掲げる事情がある場合のほか、前記一、二、 1 (一定の制限を実効あらしめるための方策)イを原因とすることの当否についてどう考えるか。

2 評議員のほか、理事及び監事が解散を求める訴えを提起することができるものとすることの当否についてどう考えるか。

## 5 その他

以上のほか、法人の解散に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

## 七 合併

法人の合併について、所要の規定を整備するものとする。

組織変更手続の要否については、なお検討する。

## 八 清算

### 1 残余財産の帰属

残余財産の帰属については、寄附行為によって定めるものとする。

1 次の 又は の制限を設けることについて、どのように考えるか。

設立者には、残余財産を出えん額の限度で帰属させることは妨げないが、出えん額を超えて帰属させてはならないものとする。

設立者には、出えん額を含め、残余財産を帰属させることはできないものとする。

## 2 その他

以上のほか、法人の清算に関してどのような規定が必要であるかについて、社団形態の法人のあり方を参考としつつ、なお検討する。

設立の無効又は取消しの訴えに関する規定を設けるべきではないか。

## 九 外部者による監査

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、社団形態の法人の場合と同様、なお検討する。

### 一〇 その他

以上のほか、法人の規律として、社団形態の法人とは別に検討すべき事項の有無について、引き続き検討する。

(以上)